

## 申立の趣旨・紛争の要点（記載文例集：汎用対応）

### 例1：請負代金請求

#### 《申立の趣旨》

相手方は、申立人に対し、金 60 万円 を支払うこと

#### 《紛争の要点》

- 1 申立人と相手方は、以下の請負契約を締結した。
  - (1) 契約の日：令和〇年〇月〇日
  - (2) 契約内容
    - ① 内容：簡易プレハブ物置の組み立て及びプレハブ物置内の配線工事
    - ② 場所：徳島県〇〇郡〇〇町〇〇の相手方住居地
    - ③ 工期：令和〇年〇月〇日～同年〇月〇日
    - ④ 代金：100万円
- 2 申立人は、上記の契約による工事を完成させ、令和〇年〇月〇日相手方に引き渡した。
- 3 相手方は、代金40万円を支払ったが、残金60万円を支払わない。
- 4 よって、本調停に及ぶ。

### 例2：工事追完（修補）請求

#### 《申立の趣旨》

相手方は、申立人肩書住所地に存する建物の屋根南側を、雨漏りのしないよう修補せよ。

## 《申立の理由》

- 1 申立人は、相手方と、令和〇年〇月〇日、下記の建物（以下「本件建物」という。）について、次のとおり請負契約を締結した。

### 建物

所在 徳島県〇〇郡〇〇町〇〇

地番 〇〇番〇

種類 居宅

構造 木造スレート葺平家建

床面積 〇〇㎡

### 契約の内容

工事の内容 本件建物の新築

工事の場所 申立人肩書住所地

工期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

代金 1000万円

引渡時期 令和〇年〇月〇日

- 2 申立人は、上記代金を相手方に支払い、相手方から本件建物の引渡しを受けたが、令和〇年〇月下旬頃から、本件建物の南側の居間で雨漏りがしている。
- 3 相手方に、雨漏りがしている旨を伝え、根本的な修理を求めたところ、相手方は、無償の修理を拒んでいる。
- 4 よって、本調停に及ぶ。

### 例3：債務不存在確認（貸金以外）

#### 《申立の趣旨》

申立人・相手方間の令和○年○月○日付け請負契約に基づく申立人の相手方に対する債務は、100万円を超えて存在しないことを確認する。

#### 《申立の理由》

- 1 申立人と相手方は、以下の請負契約を締結した。
  - (1) 契約の日：令和○年○月○日
  - (2) 契約内容
    - ① 内容：簡易プレハブ物置の組み立て及びプレハブ物置内の配線工事
    - ② 場所：徳島県○○郡○○町○○の相手方住居地
    - ③ 工期：令和○年○月○日～同年○月○日
    - ④ 代金：100万円
- 2 相手方は、上記の契約による工事を完成させ、令和○年○月○日、申立人に引き渡した。
- 3 申立人は、相手方に、代金100万円全額を支払ったにもかかわらず、相手方は、工事に追加費用がかかったため、更に50万円が必要である旨申し述べ、申立人に請求してきている。
- 4 何度か相手方と話し合いの場を持ったが、支払ってくれの一点張りで話し合いにならない。
- 5 よって、本調停に及ぶ。

#### 例 4：債務不存在確認（貸金）

##### 《申立の趣旨》

申立人・相手方間の令和〇年〇月〇日付け金銭消費貸借契約に基づく申立人の相手方に対する元金 60万円 の返還債務が存在しないことを確認する。

##### 《紛争の要点》

- 1 申立人と相手方間において、申立人を債務者、相手方を債権者とする以下の金銭消費貸借契約証書が存在し、これに基づき、相手方は、申立人に対し、元金60万円を請求している。
- 2 上記の契約証書は、申立外〇〇が、申立人の知らない間に勝手に申立人の印鑑を持ち出し、申立人の名義で契約したものであり、申立人に支払義務はない。
- 3 よって、本調停に及ぶ。

#### 例 5 損害賠償請求（台風による建物損壊）

##### 《申立の趣旨》

相手方は、申立人に対し、金80万円を支払うこと

##### 《紛争の要点》

- 1 申立人は、下記①記載の建物（以下「申立人建物」という。）を、相手方は、下記②記載の建物（以下「相手方建物」という。）を所有している。

① 所在 徳島県〇〇郡〇〇町〇〇

地番 〇〇番〇

種類 居宅

構造 木造スレート葺平家建

床面積 〇〇m<sup>2</sup>

② 所在 徳島県〇〇郡〇〇町〇〇

地番 〇〇番〇

種類 居宅

構造 鉄骨スレート葺2階建

床面積 1階 〇〇m<sup>2</sup>

2階 〇〇m<sup>2</sup>

- 2 令和〇年〇月〇日、台風〇号の強風により、相手方建物に設置されていた〇〇が飛んできて、申立人の建物の壁及び窓にあたり、壁に穴があき、窓が割れる被害が発生した。
- 3 申立人の建物について、壁の修理費用は78万円、窓の修理費用は2万円である。
- 4 申立人は、たびたび相手方と話し合いを行ったものの、修理費用が高すぎるという話がまとまらない。
- 5 よって、本調停に及ぶ。

## 例6 損害賠償請求（不貞行為による慰謝料）

### 《申立の趣旨》

相手方は、申立人に対して、金 〇 万円 を支払うこと。

### 《紛争の要点》

- 1 申立人は、平成〇年〇月〇日に、甲野乙子と婚姻した。
- 2 令和〇年〇月初旬頃、乙子の素振りがおかしいのに気が付き、乙子を問いた

だしたところ、令和〇年〇月ころから、相手方と肉体関係をもつようになっていたことが分かった。

- 3 申立人が乙子に対し、その背信をなじたところ、乙子は、令和〇年〇月〇日に相手方のもとに走り、そのまま相手方と同棲を続けている。
- 4 申立人は、乙子と離婚することとし、同年〇月〇日に協議離婚した。
- 5 相手方は、乙子に夫があることを知りながら、乙子を甘言をもって誘惑し、肉体関係を続けて申立人と乙子との婚姻を破壊させたものであるから、民法709条に基づき、これによって被った申立人の精神的損害に対する慰謝料を支払う義務がある。
- 6 よって、本調停に及ぶ。

## 例7 損害賠償請求（セクシャル・ハラスメント）

### 《申立の趣旨》

相手方は、申立人に対し、金 〇 万円 を支払うこと

### 《紛争の要点》

- 1 令和〇年〇月〇日、申立人は相手方から仕事の打ち合わせ名目で夕食に誘われた。申立人は、上司である相手方からの申入れであったため断ることができず、食事の誘いに応じた。
- 2 食事後、2人で最寄駅まで歩いていくことになったが、道中で、相手方は申立人の手を無理やり握ってきたり、執拗にキスを迫ってきたりした。また、ホテルへの誘いもあったが、申立人は強く拒絶し、相手方を振り払って1人で帰宅した。
- 3 翌日以降、申立人は、入社することができなくなり、結局、令和〇年〇月〇

日付けで退職せざるを得なくなった。

- 4 相手方の行為は、職場での地位等を利用して、申立人の意に反する性的行為を要求するものであり、セクシャル・ハラスメントに当たるものである。その結果、申立人が被った精神的損害は、申立ての趣旨記載の金額を下回らない。
- 5 よって、本調停に及ぶ。

### **例 8 : 相隣関係調整**

#### 《申立の趣旨》

申立人と相手方間の相隣関係等を円満に調整する。

#### 《紛争の要点》

- 1 申立人は平成〇年ころから肩書地に居住している。
- 2 相手方は、令和〇年に、肩書地（申立人宅の西隣）に引っ越してきたが、以後、下記の問題が生じている。
  - ① 相手方の家の木の枝が伸びて塀を越えて申立人の敷地に入ってきている。
  - ② 申立人の玄関前に、何ら断りなく、相手方が自動車を駐車する。
  - ③ 相手方の子供が、夜分遅くにトランペットの練習をするため、音がうるさくて、夜眠れない。
- 3 申立人は、たびたび相手方に苦情を申し入れたが、一向に改善しない。
- 4 よって、本調停に及ぶ。